

外国法調査事項

以下は、具体的な対象国等を限定せずに作成したものであり、各国等に応じて可能な範囲で調査を行うものとする。

対象は、国（連邦制の場合、連邦）等の終審裁判所及び憲法裁判所（併せて「最高裁」とする。

制度の根拠規定や政府等による何らかの決定があるものについては、その条文等も調査することとする。

第 1 最高裁の組織・権限等

1 上記の「最高裁」として、どのようなものが置かれているか - 通常裁判所系統の終審裁判所が憲法裁判所としての機能を果たしているのか、それとも憲法問題のみを扱うために特に設置された憲法裁判所があるのか。さらに、通常裁判所系統の外に行政裁判所などの特別裁判所が設置されているか。

2 最高裁の主な権限 - 最高裁への上訴を制限するメカニズム（たとえば、原則として憲法問題等についてしか上訴では扱わないという法律上の条項がある、当事者が上訴を求めても裁判所の側で重要と考える事件についてしか本案審理を行わない裁量上訴制をとっている、など）があるか。憲法裁判所へ提訴する当事者は限定されているか。通常裁判所での具体的訴訟において憲法問題があるときに憲法裁判所に事件を回すメカニズムはあるか。連邦制国家においては、州裁判所事件からの上訴管轄権は限定されているか。

3 最高裁の長たる裁判官及びその他の最高裁裁判官（併せて「最高裁裁判官」）の人数。裁判官の職務を補助する調査官（ロークラーク）の制度は整備されているか（調査官（ロークラーク）にはどのような者が就くか）。

4 （違憲立法審査権を有している機関につき）憲法事件についてどれほど頻繁に判決を下しているか、そのうちどの程度が違憲判決であるか。

第 2 最高裁裁判官の任命手続等

1 任命権者、諮問機関等

(1) 最高裁裁判官の任命権者は誰か。

任命権者（機関）が、複数人により構成されるものである場合、その構成はどのようになっているか。その選出はどのようにして行われるか。

(2) 任命に当たり、任命権者が協議・諮問等を行い、または承認を求める他の機関はあるか。

その機関の構成員の選出はどのような基準に基づき、誰が行うこととされているか。

その機関の具体的な構成はどのようになっているか(たとえば、どのような経歴の者か)。

任命権者は、その機関の判断に拘束されるか。

その機関による諮問等のための手続はどのようになっているか。たとえば、選出する裁判官数より多い候補者を推薦し、この中から適任者を任命権者が選ぶものとされているか、それとも、任命権者の選んだ候補者を任命することについての是非を審査するものとされているか。

2 実際の任命等

(1) 最高裁裁判官の任命資格(法曹資格の要否、年齢制限など)はどのようになっているか。この点につき、下級裁判所と最高裁の裁判官との間にどのような違いがあるか。

(2) 現在の最高裁裁判官全員の主な経歴(出身母体)はどうか。
制度上、あるいは運用上、最高裁裁判官の選任に当たり、出身母体やその支持政党が考慮されている(と認められる)か。たとえば、裁判官出身、弁護士出身、有識者出身の割合のようなものが考慮されているか、あるいは出身地域、支持政党、人種、性別などが考慮されているか。この点につき、下級裁判所と最高裁の裁判官との間にどのような違いがあるか。

(3) 最近選任された最高裁裁判官は、どのような経歴の者が、具体的にどのような過程によって選出されたか。
これに対応して退官した最高裁裁判官の経歴は、どのようなものだったか(新たに選出された最高裁裁判官と同一の出身母体か)。
現在の裁判官の男女比はどうか。

3 最高裁裁判官の選任過程の特徴

最高裁裁判官の選任過程の特徴(具体的な選任を決定付けている要素)はどのようなものと考えられるか - 制度上の任命権者が自由に判断を行っているといえるか、法曹としてある地位に就いた者が年功序列的に候補者とされるのか、推薦母体の推薦はどの程度決定的か、事実上ある程度の年齢となった者しか裁判官に任命されていないか。

そのような特徴をもたらした歴史的・社会的・文化的背景には、どのような点があると考えられるか。

第3 最高裁裁判官の退任

- 1 最高裁裁判官に定年や任期はあるか。それは何歳(何年)か。
- 2 定年以外に最高裁裁判官を解職することは可能か。それはどのような場合か。実際にその手段で解職された例はあるか。